

ビルメンテナンス業・産業廃棄物処理業・警備業における 労働災害防止対策及び働き方改革関連法等説明会を開催しました

松山労働基準監督署

松山労働基準監督署では、平成 30 年 12 月 18 日(火)、ビルメンテナンス業・産業廃棄物処理業・警備業における労働災害防止対策及び働き方改革関連法等説明会を開催し、延べ 34 社の方に参加いただきました。

当署管内における全産業の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、平成 27 年以降増加傾向となっています。こうした状況のなか、平成 30 年の労働災害発生件数を見てみると、ビルメンテナンス業・産業廃棄物処理業・警備業で対前年比の労働災害の増加率が高くなっており、極めて憂慮すべき状況となっております。

説明会では、ビルメンテナンス業・産業廃棄物処理業・警備業で労働災害が増加している現状を認識いただき、ビルメンテナンス業・産業廃棄物処理業・警備業における安全衛生管理として自主的な労働災害防止活動を実践し、より一層、安全衛生管理水準の向上を図っていただくことを目的に開催しました。

説明会では、安全衛生管理に関する説明以外にも、働き方改革関連法に関する労働時間法制度等(平成 31 年 4 月 1 日から順次施行)について、残業時間の上限規制や年 5 日の年次有給休暇取得の義務付け等の「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現するための施策について説明しました。

また、愛媛産業保健総合支援センターの方から治療と職業生活の両立支援の必要性や産業保健総合支援センターで実施している事業場向けの支援等について説明していただきました。

説明会に参加いただいた皆様には、説明内容を事業場内で周知し、今後の労働災害防止や労務管理等に役立てていただきますようお願いいたします。



冒頭挨拶で労働災害発生状況等について話す横山署長